

測量業務等の発注及び業者選定に関する基準

(目的)

第1 本基準は、大館市が発注する測量業務（測量法（昭和24年法律第188号）に規定する測量業務を指す。以下同じ。）について、発注に関する基準等を定め、発注事務手続きを明確にすることを目的とする。

(発注及び業者選定の基準)

第2 測量業務及び登記業務の発注は、原則として、以下のとおり行うものとする。

- (1) 測量業務と登記業務とは分離して発注すること。
- (2) 測量業務については、大館市入札参加資格審査に関する要綱（平成19年4月1日）に基づく入札参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）のうち、業務種別を測量及び建設コンサルタント等業務とし、かつ、登録項目を測量業務とする者を対象として発注すること。

2 前項の規定にかかわらず、発注規模が比較的大きく、測量業務と登記業務を分離して発注することが業務の効率的な履行を妨げると明らかに認められる等特別の理由があるときは、測量業務と登記業務を分離せずに発注することができる。

(測量業務における発注区分)

第3 測量法に規定する「土地の測量」については、登録項目を測量業務とする者を対象として発注を行い、さらに次の各号に掲げる小項目ごとにそれぞれ当該各号に定める業務を対象とするものとする。

- (1) 測量一般
路線測量業務、用地測量業務及び地籍調査業務
- (2) 航空測量
航空機等から撮影した空中写真などの地形の写真を元に行う測量、及び空中写真などを元に行った測量データの調整・補正等を行う業務
- (3) 地図の調製
測量データを元に地図を作成する業務

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。
(旧基準の廃止)
- 2 大館市測量業務委託業者選定の運用基準（平成15年9月1日）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成30年10月1日から施行する。